

秋田県公報

告 示

公告	
特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（県民文化政策課）	1
土地改良区の役員の退任の届出（北秋田地域振興局農林部）	2
物品調達契約に係る一般競争入札の実施（管財課）	2

目 次

告 示

道路区域の変更及び供用開始（八〇七・道路環境課）	1
--------------------------	---

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間					
	新	旧		C	B	A	B	A	
県 道	新	旧	横手大森大内線	C	B	A	B	A	
				平鹿郡大雄村田根森字根田谷地南三番まで	平鹿郡大雄村田根森字根田谷地五二番一から八〇番三まで	平鹿郡大雄村田根森字根田谷地南三四番地先から三六番地先まで	平鹿郡大雄村田根森字根田谷地五二番一地先から八〇番三まで	平鹿郡大雄村田根森字根田谷地南三四番地先から三六番地先まで	
				敷地の幅員（メートル）				延長（キロメートル）	
				七・八〇〇～二〇・〇〇〇	二二・六〇〇～二五・〇〇〇	九・四〇〇～一二・二〇〇	二二・六〇〇～二五・〇〇〇	九・四〇〇～一二・二〇〇	〇・〇五七
					二二・六〇〇～二五・〇〇〇	九・四〇〇～一二・二〇〇	二二・六〇〇～二五・〇〇〇	九・四〇〇～一二・二〇〇	〇・〇四八
					二二・六〇〇～二五・〇〇〇	九・四〇〇～一二・二〇〇	二二・六〇〇～二五・〇〇〇	九・四〇〇～一二・二〇〇	〇・〇四八

この表において「A」、「B」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 供用開始の期日 平成十六年十月十二日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十六年十月十二日から同月二十五日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項に

において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。
平成十六年十月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあった年月日
平成十六年九月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人クリーン・エナジー・アライアンス

三 代表者の氏名
谷 惇

四 主たる事務所の所在地
秋田県南秋田郡大瀧村

五 定款に記載された目的

この法人は大瀧村の雄大な大地を生かし、人々に対して、地球にやさしいエネルギー技術の普及を図るため、省エネルギー・クリーンエネルギー・燃料電池の探求活動など、積極的に科学技術の振興と環境の保全に関する事業を行い循環的・持続的な社会の形成に寄与する事を目的とする。

六 定款の変更内容

従たる事務所の設置及び事業年度の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、米代川筋土地改良区連合から次のとおり役員の内出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十六年十月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名

大館市二井田字上出向百二十六番地

一 関 武

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年十月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

押出機 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。
納入期限

(三) 平成十七年二月二十八日(月)

(四) 納入場所

秋田県工業技術センター

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課（電話番号〇一八 八六〇 二七三八）

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年十月十二日（火）から同月二十一日（木）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年十月二十九日（金）午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ

- (四) により決定する。
提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubarara@matsubararansatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄